# 御船町農業委員会会議録

令和２年９月１０日

御　船　町　農　業　委　員　会

# 令和２年９月定例農業委員会総会議事録

1.　開催日時　令和２年９月 10 日(木)　　13 時 30 分～　13 時 55 分
2.　場　　所　御船町役場　第二分庁舎大会議室

3.　農業委員（14 名）

会　長　　１番　富田　早苗
会長職務代理者　２番　荒木　義一
委　員　３番　野田　孝光　　委　員　９番　藤本　隆盛
委　員　４番　西橋　孝志　　委　員 10 番　田端　幸治
委　員　５番　荒木　　崇　　委　員 11 番　芥川　　誠
委　員　６番　大西　敬一　　委　員 12 番　藤岡　雅子
委　員　７番　池田　賢治　　委　員 13 番　山本富士夫
委　員　８番　福島　則義　　委　員 14 番　竹﨑　幸雄
欠席　　５番　荒木　崇　10 番 田端　幸治　11 番 芥川　誠
最適化推進委員　６名

4.　議事日程

１　開会
２　会長挨拶
３　議事録署名委員の指名
４　議案第 37 号 農地法第５条の規定による許可申請について
５　議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
６　報告第 22 号 合意解約について
７　報告第 23 号 非農地判断について
８　報告第 24 号 「耕作証明書」発行について

5.　農業委員会事務局職員

課　　長　井上　辰弥
係　　長　緒方　弘和
主　　事　吉澤　　輝

1　開会

事務局　皆さん、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。審議に入ります前に、総会の成立宣言をいたします。本日は、5番荒木委員、10番田端委員、11番芥川委員から欠席の連絡をうけております。欠席者３名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立いたしますことを宣言致します。また、農地利用最適化推進委員6名のご出席をいただいております。ありがとうございます。

それではただいまより、9 月の総会を開催いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしくお願いいたします。

2　会長挨拶

こんにちは。心配されました台風も過ぎて、被害は皆さんなかったでしょうか。

議　長　本日の議事録署名委員を指名いたします。12 番 藤岡委員 、13 番 山本委員、宜しくお願いいたします。

それでは、議案第 37 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局　議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 37 号　農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 2 年 9 月 10 日提出　御船町農業委員会長 富田　早苗。

続きまして、2 ページをお願いします。今月は、３条、4 条申請がありませんでした。5 条につきましても 1 件 1 筆の申請になります。

申請番号①

土地の所在地：大字○○○ 字○○ △-△　地目：田　面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字○○○ △　　○○ ○○

譲受人の住所・氏名：大字○○ △-△　○○　○○

転用目的：貸資材置場

理由：5 条所有権移転（県許可）

議　長　それでは担当の藤岡委員、説明をお願いいたします。

12　番　はい。説明資料のほうをお願いします。場所のほうは、4 ページをお開きください。8 月 28 日に、池田委員、事務局、申請者の方と現地を確認いたしました。場所は、○○○○先の○○○○○

○にあがる大きな四つ角、交差点の近くです。写真は、6ページがわかりやすいと思います。今回の農地区分は第3種農地の都市計画地域になります。田1筆、△㎡です。転用目的は、資材置場です。今回の申請者は、○○の○○○○○の社長さんで、今回は社長が個人で購入されて、会社のほうに資材置場として貸付されるということです。現在は○○に資材置場がありますが、便利の良い平坦地のほうにも資材置場を探していたところ、今回の土地が見つかったということで申請があがっております。2ページに戻ってください。写真にもありましたけれども、隣に農地がありますが、そちらのほうの同意書、また排水同意書等はそれぞれとれております。一般基準の1から10において、該当する箇所は適当と判断いたします。近隣は住宅地でお子さんが多いので、資材置場にした場合、事故のないよう気をつけてくださいということはお伝えしました。以上のようなことから、総合判断として許可相当と判断いたします。皆様のご審議をお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございました。今の説明に対して、ご質問・ご意見がある方は挙手でお願いいたします。ありませんか。

全委員　　ありません。

議　長　　それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、議案第38号、事務局の説明をお願いいたします。

事務局　　はい。議案書の3ページをお開きください。

議案第38号　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和2年9月10日提出　御船町農業委員会長　富田早苗。

4ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。1件、田4,373㎡、計の4,373㎡です。5ページに再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。田2,319㎡、計2,319㎡です。6ページには所有権移転分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。農業公社を通した売買になります。田2,930㎡、畑1,751㎡、計4,681㎡です。

次のページを願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年9月10日提出　上益城郡御船町。

令和2年第9回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、

右側に本年度累計です。合計値を読み上げます。
田 6,692 ㎡、内再設定 2,319 ㎡です。所有権移転が 2,930 ㎡、畑の所有権移転が 1,751 ㎡です。計の 6,692 ㎡です。内再設定が 2,319 ㎡です。所有権移転が 4,681 ㎡となります。本年累計です。田 381,055 ㎡、内再設定が 108,379 ㎡です。所有権移転が、13,226 ㎡になります。畑 65,709 ㎡、内再設定が 33,755 ㎡です。所有権移転が、3,502 ㎡になります。計 446,764 ㎡、内再設定が 142,134 ㎡です。所有権移転が、16,728 ㎡となります。以上です。

議　長　　はい、ありがとうございました。それでは、今の事務局の説明にご質問・ご意見ございませんか。

全委員　　ありません。

議　長　　それでは、賛同いただける方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
続きまして、報告第 22 号から第 24 号まで事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案書の 9 ページをお開きください。
報告第 22 号　農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。
令和 2 年 9 月 10 日提出　御船町農業委員会
今月は、1 件の合意解約書が提出されております。ご覧ください。
議案書の 11 ページをお願いします。
報告第 23 号　農地法の運用について第 4（3）の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。
令和 2 年 9 月 10 日提出　御船町農業委員会長　富田　早苗
12 ページには、非農地承認通知一覧表を掲載しております。今月は、5 件 12 筆の非農地通知書を発行しております。ご覧ください。
報告第 24 号　別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。
令和 2 年 9 月 10 日提出　御船町農業委員会
今月は、1 件の耕作証明書を発行しております。ご覧ください。

議　長　　はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了です。皆さんから、何かございませんか。

坂　本　　6 月の農業委員会で 3 条申請されて、〇〇のかたが買われた〇〇道路沿いの〇〇の信号近くの狭い農地ですけれども、ああいうことがあった場合はしたもん勝ちという感じなので、農業委

員会としても無力感を感じるんですけれども。

議　長　　競売物件の話ですか。

事務局　　はい。

議　長　　情報を持っている人が手をあげられるので、仕方ないですね。

事務局　　坂本推進委員からのお話の件なんですけれども、会長が言われたように競売の案件で、3条申請がでて〇〇町の方が農地を取得されて、場所は〇〇道路沿いの〇〇側に向かって、〇〇の所に信号がありますね。信号よりちょっと手前の右側の狭い農地になります。競売で落とされた方が病気になられ、継承するということで〇〇町の兼業農家の方がそこを買われ、にんにくを栽培するというここと で、農業委員会が許可をしております。所有権が移って、その方が実際そこの管理を始められて、2週間位前だったと思うのですが、造成というか泥を入れられたので、土地改良区の関係者の方から、農業委員会のほうに連絡がありまして、私達も現地を見に行きました。にんにくということなので、田んぼよりも畑の土を入れたいということでの埋め上げで、違法性はありません。ただ、農地の形状を変更する時は、許可ではありませんけれども届出を出してくださいということで、届出を受理した後着工されれば良かったんですけれども、土地改良区も隣接者の方も知らないということで、重機とかが入ってきたので違反転用をしているんじゃないかということで、連絡がありました。〇〇町の方は、そういうことは知らなかった、現場にはにんにくを植えますということで、土地改良区と隣接地の方に同意を取ってくださいと、農業委員会のほうから指導をしております。形状変更の届出の取り扱い要領の中で、300㎡を超える農地の形状を変える場合に届出を出してくださいと記載してありました。今回は2畝位ですので、厳密に言えば届出を出す義務はないです。私達も悩んだのですが、「義務はないんですけれども、揉め事がないように出されたらどうですか。」ということで本人さんにお話をして、書類も準備されたんですけど、土地改良区としては個人の土地で農地として使う分には特段何も言うことはないという回答でした。ただし、隣接農地の方が順番が逆だった為、隣接同意の書類に印鑑を押したくないということで、現在まだ形状変更の届出は農業委員会にはあがってきておりません。〇〇町の方には、今後営農されていくうえで一番大事な部分ですので、なんとか隣接地の方にお訪ねをして、説明をしっかりして同意を取ってくだ

さいと指導しております。隣接農地の方が印鑑を押されれば、土地改良区も押しますということで、話が進んでおります。

議　長　　委員さんは、これからも気をつけて見ておいてください。
他にございませんか。ないようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

12 番　　㊞

13 番　　㊞